２０２５年１０月１８日

司法令７－１７

アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものの個数を１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.27］）

ア．甲と乙が窃盗を共謀したが，実行行為を分担した甲が同共謀に反して財物を強取した後，実行行為を分担しなかった乙に対し，同財物を強取した旨を伝えて同財物を譲り渡した。この場合，乙に強盗罪の共同正犯が成立することはない。

イ．甲（２２歳）と乙（１２歳）が強盗を共謀し，同共謀に基づき乙が財物を強取した。この場合，甲に強盗罪の共同正犯が成立することはない。

ウ．甲と乙が窃盗を共謀し，次に乙と丙が同窃盗を共謀して，同共謀に基づき丙が財物を窃取した。この場合，甲に窃盗罪の共同正犯が成立することはない。

エ．甲と乙が強盗を共謀し，同共謀に基づき甲がＡに包丁を突き付けて脅迫し，乙がＡから金品を強取したが，その強盗の機会に，甲が過失によりＡに傷害を負わせた。この場合，乙に強盗致傷罪の共同正犯が成立することはない。

オ．甲と乙が窃盗を共謀し，同共謀に基づき甲が実行行為を行ったが，乙は同実行行為の日時・場所・方法を詳細に認識していなかった。この場合，乙に窃盗罪の共同正犯が成立することはない。

１．１個　　２．２個　　３．３個　　４．４個　　５．５個

解答：４

ア○

強盗の共同正犯は，成立しない。すべて強盗が終わった後に加入している。

盗品等の問題

イ×

制限従属性説，責任能力がなくても，正犯に，構成要件違法性があれば，共同正犯成立。

ウ×

順次共謀，共同正犯成立。意思の連絡を通して，相互利用関係あり，一部実行全部責任問える。

エ×

結果的加重犯の共同正犯まで責任問える。

オ×

方法，場所，詳細に認識しなくても，共同正犯成立しうる。

仮に成立しないとすると，処罰感情に反する場合もある。

犯罪の意思連絡がある，正犯意思が認定できる場合であれば共同正犯成立。

司法令７－１８

遺棄の罪に関する１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものを２個選びなさい。(解答欄は，［No.28］，［No.29］順不同)

１．遺棄罪（刑法第２１７条）の成立には,「老年，幼年，身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者」の生命・身体に対する具体的な危険の発生を必要とする。

２.高度の酩酊により身体の自由を失った泥酔者は,他人の扶助を要する状態にあったと認められるときは，保護責任者遺棄等罪（刑法第２１８条）にいう「病者」に当たる。

３．保護責任者遺棄等罪（刑法第２１８条）における「遺棄」には，単なる置き去りは含まれない。

４．保護責任者遺棄等罪（刑法第２１８条）は,「その生存に必要な保護」として，幼年者の親ならば当然に行っているような監護，育児，介護行為等，保護行為一般を行うことを刑法上の義務として求めている。

５．保護責任者遺棄等致死罪（刑法第２１９条，第２１８条）は結果的加重犯であり，死亡結果について故意がある場合は含まれない。

解答：２，５

肢１　×

法益は，身体，生命の安全だが，危険については，抽象的危険で足りる。

未遂はない。

遺棄をした時点で，法益に対する抽象的危険という結果が発生した。

肢２　○

「病者」にあたる。若者が，知りあいを高度に酩酊させて，放置したような場面を想定すると，犯罪を成立させた方がよいと理解できるだろう。

健常者であるが，保護が必要な状態であることはたしかである。

肢３　×

保護責任者遺棄の遺棄は，作為による移置，不作為による置き去り。

法益侵害の危険（抽象的危険）が発生する行為が処罰の対象。

肢４　×

最判平３０．３．１９　刑百選Ⅱ８版９

刑法上の義務を課したものではない。要保護の状況を前提として，刑法上期待される特定の行為をしなかったことに対して，処罰される。

単純に刑法上の義務に違反したことで処罰されるのは範囲が広すぎ，あくまでも行為をしなかったことによる処罰と理解する。

肢５　○

よって，結果的加重犯。故意がある場合，遺棄罪ではなく，殺人罪の成立が考えられる。

司法令７－１９

次の１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものを２個選びなさい。(解答欄は，［No.30］，［No.31］順不同)

１．甲は，乙から絵画を購入して自宅に保管していたところ，その後に同絵画は乙が窃取したものであることを知ったが，そのまま同絵画の保管を継続した。この場合，甲に盗品等保管罪が成立する。

２．甲は，乙から腕時計を預かり自宅に保管していたところ，その後に同腕時計は乙が窃取したものであることを知ったが，そのまま乙のために同腕時計の保管を継続した。この場合，甲に盗品等保管罪が成立する。

３．甲は，乙が窃取した宝石であることを知りつつ，乙から同宝石を有償で譲り受けたが，その時点で乙の同窃取行為について公訴時効が完成していた。この場合，甲に盗品等有償譲受け罪が成立する。

４．甲は，乙が窃取した自動車であることを知りつつ，乙との間で同車の売買契約を締結し，その代金を乙に支払ったが，乙が甲に同車の引渡しをしなかった。この場合，甲に盗品等有償譲受け罪が成立する。

５．甲は，甲と親族関係にない乙から，甲の実父Ａが所有し，管理している自動車を乙が窃取したので同車を運搬してほしい旨依頼され，同車が盗品であると知りつつ，乙が指定した場所まで同車を運搬した。この場合，甲に盗品等運搬罪が成立し，その刑は免除されない。

解答：１，４

肢１　×

盗品等保管罪は成立しない。

保管は，委託を受けて本犯者のために保管することが必要（最判昭 34.7.3）

本件は，買っており，保管はない。

実際，即時取得が成立している（民法１９２条，民法１９３条)。

盗品等罪の保護法益は被害者の追求権，取引上保護に値する以上，犯罪成立は，まずい。

犯罪の成否は，譲受の段階での議論となる。

肢２　○

保管罪成立。（最決昭５０．６．１２百選Ⅱ８版７６）

継続犯，委託を受けて保管しているだけ。気づいた段階で，規範の問題に直面し得る。

購入後に気づいた場合とは異なる。購入の場合，取引安全上保護に値する。

本件の場合，預かっているのみ。追求権に対する危険な行為は処罰すべき。

保管罪成立

肢３　○

事後従犯的性格。時効が完成しても，構成要件，違法性はある。

犯罪成立。実際，国民の処罰感情からみて，犯罪が成立しないのは問題。

法益，害されていると評価する。
時さえ計画すれば，闇の取引を罰せられないことになってしまう。

肢４　×
法益は，本犯の追求権。引渡しがなければ，法益侵害ない。

肢５　○
親族間の特例，本犯者との間での親族関係，被害者との間ではない。

犯人庇護的性格，適法行為の期待構成がないという政策から本規定がある。

司法令７－２０

【事例】に関するアからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し，正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからオの順に［No.32］から［No.36］）

【事 例】

甲は，乙から現金をだまし取ろうと考え，某月１日，不正な細工を施した花札を用いて賭博の初心者である乙を負けさせ，乙に３００万円の債務を負担させた。（①）乙は，同月２日，賭博の常習者である丙に相談したところ，丙は，乙に対し，再び賭博をするよう教唆した。乙は，再び賭博をすることを決意し，同月３日，別の賭博場で賭博をしたが負けたため，更に３００万円の債務を負った。（②）乙は，同月５日，高額収入が得られる旨をうたう求人サイトに応募したところ，同サイトを運営していた丁から，不正に入手したクレジットカードの名義人Ａを装って電子マネーの購入手続をするよう依頼されてこれに応じ，インターネットを介して，Ａの氏名やカード番号等の情報をクレジットカード決済代行会社が使用する電子計算機に送信し，同電子計算機に接続されたハードディスクにＡが１０万円相当の電子マネーを購入した旨の電磁的記録を作成して同電子マネーの利用権を取得した。（③）丁は，不特定多数の者に電話をかけ，真実は違約金を支払う必要がないのに，これを支払う必要がある旨のうそを告げ，某所に現金を送付させて詐取することを繰り返していた。丁は，乙の応募に先立つ同月４日，Ｂに電話をかけ，前同様のうそを告げ，現金を某所に送付するよう指示した。Ｂは，うそを見破って警察官に通報したところ，警察官から丁の上記指示に従ったふりをするよう依頼され，同月５日，模造紙幣が入った荷物を某所に発送した。乙は，同月６日，丁から，上記指示内容について説明を受けるとともに上記荷物を受領して丁に届けるよう依頼され，同荷物が詐欺の被害金であると認識した上でこれに応じ，いわゆるだまされたふり作戦の開始を認識しないまま某所で宅配業者から同荷物を受領したが，その場で警察官に逮捕された。（④）丁は，乙が逮捕されたことを知り，同月７日，知人の戊に対し，自己の逃走資金の提供を依頼した。戊は，同日，丁が現金の詐取を繰り返していたことを認識した上で，逃走資金として現金１００万円を丁に手渡した。（⑤）

【記 述】

ア．①につき，甲は，公序良俗に反する無効な行為を原因として乙に債務を負担させているので，甲に詐欺罪は成立しない。［No.32］

イ．②につき，正犯である乙に単純賭博罪が成立するにすぎないので，丙が賭博の常習者であったとしても，丙に単純賭博罪の教唆犯が成立するにとどまる。［No.33］

ウ．③につき，乙が上記電子計算機に送信したＡの氏名やカード番号等はいずれも真正なものであり，「虚偽の情報」に当たらないので，乙及び丁に電子計算機使用詐欺罪の共同正犯は成立しない。［No.34］

エ．④につき，乙は，だまされたふり作戦の開始後に加功しているので，乙の加功前になされた欺罔行為を含む詐欺未遂罪の共同正犯は成立しない。［No.35］

オ．⑤につき，犯人が他人を教唆して自己を隠避させることは定型的に期待可能性がないので，丁に犯人隠避罪の教唆犯は成立しない。［No.36］

解答：ア２，イ２，ウ２，エ２，オ２

肢ア　×

公序良俗に反していたとしても，刑法上，個別財産は害されている。

詐欺罪，成立

肢イ　×

６５条２項，不真正身分，常習賭博成立

肢ウ　×

最決平１８．２．１４百選Ⅱ８版 59

詐欺と窃盗の間，不実の電磁記録であれば虚偽にあたる。

肢エ　×

平２９.１２．１１

計画を知って加功，承継的共同正犯。加功段階では，被害者は騙されてないので危険はないが，一連の計画に入っている以上，一般的に危険な行為を行っている。

詐欺未遂共同正犯成立

肢オ　×

犯人庇護的性格，適法行為の期待構成がないという政策から本規定がある。